平成２８年９月６日第２版制定

神戸市老人福祉施設連盟災害対策委員会

○×○×施設　土砂災害(河川の氾濫)対応マニュアル

　１　目的

　　　このマニュアルは、○×○×近隣で土砂災害（河川の氾濫）の発生又は発生の恐れがある場合に

対応すべき必要事項を定め、土砂災害（河川の氾濫）から人命を確保すると共に、被害の軽減に資することを目的に定める。

　２　マニュアルの適用範囲

　　　このマニュアルは、○×○×に勤務する職員及びサービスを利用する入所者・利用者又は出入

りする（利用者等）すべてのものに適用する。

　３　施設管理者の責務

　　　施設管理者は、○×○×における土砂災害（河川の氾濫）による被害の軽減についてすべての責

任を有すると共に、本マニュアルに基づき施設職員を指揮し、利用者等の人命を確保する。

　また、気象警報などの警戒避難に関する情報を早期に入所するため、神戸市が配信する災害情報

を把握すると共に職員にも周知を行うこと。

　４　施設職員の責務

施設職員は、施設管理者の指揮の下、利用者等の人命確保及び被害の軽減のため本マニュアル

に基づき必要な措置を迅速に果たすものとする。

　５　利用者等の責務

　　　利用者等は、施設管理者及び職員の指示に基づき、土砂災害（河川の氾濫）から身を守るために

避難誘導等に従うものとする。

　６　各班の任務と組織　（火災等における任務と組織と同じと思われる）

1. 各班の任務
   1. 指揮班

施設管理者の支援を実施し、各班へ必要な事項を指示する。

* 1. 情報班

神戸市や各種メディア等から得た気象情報、土砂災害(河川の氾濫)警戒情報、避難準備情報、避難勧告、避難指示等の情報を把握し、指揮班に伝達する。また、確認・入手した情報《がけ崩れ(河川の氾濫)の前兆現象や被災した際の被害情報等》を適宜、神戸市及び老施連等の関係機関へ通報する。

* 1. 避難誘導班

避難準備情報、土砂災害(河川の氾濫)警戒情報及び避難勧告等が発令された場合やがけ崩

れ（河川の氾濫)の前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導をする。

1. 組織図

＜昼間帯＞

＜夜間帯＞

　７　情報受伝達系統図

(1)　市役所等からの情報（気象情報、土砂災害(（河川の氾濫）)警戒情報、避難準備情報、勧告、

指示等)

危機管理室、高齢福祉課

℡322-5219　fax322-6946

Mail：kourei@office.city.kobe.lg.jp

施設管理者

情報班

指揮班

避難誘導班　班

避難誘導班　班

神戸市老人福祉施設連盟

℡351-6402 fax351-6403

Mail：jimukyoku@koube-rouseiren.jp

(2)　施設から神戸市及び老施連等へ発信する情報（がけ崩れ（(河川の氾濫))の前兆現象や被災し

た際の被害情報等）

高齢福祉課

℡322-5219　fax322-6946

Mail：kourei@office.city.kobe.lg.jp

老施連

℡351-6402　fax351-6403

Mail：jimukyoku@koube-rouseiren.jp

消防署

情報班

施設管理者

指揮班

＜通報例＞

　①どこで

　②何が、どうなったか、けが人等は

　③今の対応は

　(3)　緊急連絡先一覧表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名　　称 | 電　　話 | F　a　x | メ　ー　ル |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

８　事前対策

　(1)　台風の接近などあらかじめ土砂災害(河川の氾濫)の危険性が高まることが予測される場合は、

夜間当直職員の増員やデイサービスの中止など検討するとともに、各職員の役割分担を再確認

する。

　　 合わせて、職員の連絡体制の確認、職員確保策など検討する。

９　災害対策体制の確立

1. 土砂災害(河川の氾濫)警戒情報が発令された段階

情報班を先行して立上げ、情報収集を行う。

1. 土砂災害(河川の氾濫)避難準備情報・避難勧告が出された時
   1. 災害対策会議（本部）等を設置する。（関係職員召集）
   2. 職員等へ周知を行う
   3. 職員の確保策(召集)を検討する。
   4. 避難方法等の確認を行う。
   5. 近隣他施設との情報交換を行う。
   6. 地域の情報を集める。
   7. 設備・建物・環境の安全確認を行う。
   8. 職員・利用者の安全確認を行う。
   9. 避難を開始する。（状況に応じて避難準備を行い待機）
2. 避難指示が出された時
   1. 直ちに避難する。

１０　避難誘導

1. 避難誘導の原則

　施設内の２階層以上のがけ斜面(河川)と反対側の場所へ避難誘導する。

1. 避難の判断
   1. 自主避難

次に示す土砂災害(河川の氾濫)の前兆現象を確認した際には、市役所からの連絡を待つこ

となく直ちに避難を開始する。

施設管理者が判断することになるが、不在等の場合は、その場における責任者が判断を行

うものとする。

＜土砂災害の前兆現象＞

　＊がけの表面に水が流れ出す。(湧水の増加)

　＊がけから水が噴き出す。(新たな湧き水が発生)

　＊小石がバラバラと落ちる。

　＊がけの樹木が傾く。

　＊樹木の根が切れる音がする。

　＊樹木の倒れる音がする(倒木)

　＊がけに割れ目が見える。

　＊傾斜が膨らみだす。

　＊地鳴りがする。

　＊強烈な土の匂いがする。

＜河川の氾濫の前兆現象＞

　＊短時間で危険水位を超え、強い降雨が続く。

　＊堤防の川側が崩れ始めている。

　＊堤防の側面から水が漏れだしている。

　＊堤防にひび割れが生じている。

　＊堤防近くの地盤から水が噴き出ている。

* 1. 市役所等からの情報に基づく対応

＊避難準備情報・避難勧告・避難指示等を受けて対応する。

(3）　避難方法

1. エレベータ(使用可能な場合)

＊車椅子　　＊担架　　＊ストレッチャー　　＊ベットのまま

　　　　②　階段

　　　　　　＊徒歩　＊布担架　＊背負い搬送　＊板スロープによる車椅子ロープ(又は滑車)引上げ

　　(4）　避難時の服装

　　　　　　避難は、昼間夜間や季節によって避難服装が異なるので、最低避難時に必要な服装を定め

ておく。(持参するだけでよい)

(5）　避難の経路

　　 　施設内の避難経路は、別紙１の通りとする。(施設内の図面にあらかじめ避難路を記載し、

誰もが確認できる場所へ掲出する。)

（6）地域との連携

1. 避難誘導の応援

夜間を中心に避難誘導が手薄となることが容易に想定されることから、地域からの応援が頂けるよう協力要請、避難協定等の締結等取組みを行っておく

1. 地域住民に一時的な緊急避難場所とし解放せざるを得なくなったことを想定し、入居者の生活スペースを確保するためにも受け入れる場所、人数などを決めておくことが求められる。

　１１　防災教育

　　　　施設管理者は、土砂災害(河川の氾濫)の危険性や前兆現象など、警戒避難体制に関する事項を

職員に教育し、情報受伝達や自主避難の重要性を理解させる。

1. 教育内容
   1. 土砂災害(河川の氾濫)の危険性

　　＊過去の災害事例　　＊教訓　　＊施設周辺災害履歴　等

②　土砂災害(河川の氾濫)の前兆現象

　　前１０項（２）の土砂災害の前兆現象及び河川の氾濫の前兆現象の理解を深めておく。

1. 情報受伝達体制

　＊情報の種類(気象情報・避難情報)

　＊どこから、どのような情報が、どんな手段で伝達されたか

　＊入手した情報を、どう伝達するのか

1. 避難判断・誘導

　＊自主避難の判断の重要性(がけ崩れ前兆現象、避難準備情報等)

　＊自主避難の判断は、原則施設管理者であるが、連絡が取れない場合などは、その場の

責任者が責任者として判断を行う。

　　　　　　＊避難場所の確定(安全な避難場所の事前選定の重要性)。予測被災に基づく避難場所選定のシュミレーション

　＊誰が、誰を、どのように誘導するか又は避難措置をするのか

1. マニュアル

　＊班体制の確認

　＊職員の役割確認

　＊職員の駆けつけ体制

1. 教育時期

　出水期(梅雨や台風接近)を迎える時期又は１．１７の時期に防災教育を実施する。

　　＊実施時期　　＊研修時間　　＊参加対象者　など

　１２　訓練

　　　　訓練は、防災教育の一環として実施することが望ましいことから教育時期に合わせて実施する。

1. 訓練内容
   1. 情報受伝達訓練(情報の受付方及び情報の発信方法)
   2. 避難判断訓練(特に自主避難についての判断)
   3. 避難誘導訓練(誰が、誰を、どこへ誘導するか、服装のチェック)
   4. 避難訓練(要介護度に応じた避難方法、階段避難方法等)
2. 訓練検証

　　　　　訓練実施後は、必ず訓練参加者でミーティングを行い、訓練状況の検証をし、本マニュアル

の検証に反映させる。

　１３　入所者を施設外に避難させる場合

1. ○×○×施設において施設外に避難する場合は、次による。
2. 建物内に避難場所を確保することが困難なとき
3. 建物が倒壊するなどの危険が及ぶとき
4. こうした事態に備え、入所者情報を備え付けておく(氏名、住所、家族への連絡先、既往歴、服薬、食事形態の情報を入れておく)
5. 避難先は、原則、神戸市、老施連等の指示に従って避難する。状況によっては、広域一次避難所も選択する場合もある。当施設における広域一次避難所は、○○○学校となる。
6. 避難先への職員の配置は、原則入居者の避難者数に準じて職員を割り振る。
7. 避難先への移送にあたっては、避難先、避難者数を記録し、漏れなく避難させ、避難後のフォローも迅速に対応できるようにする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以　　上